

カドミウムに関する資料

カドミウムについて

1 我が国の現行基準値

(1) 食品衛生法に基づく基準値〔昭和45年10月〕

- ・玄米 1 ppm (精米 0.9 ppm)
- ・基準値以上の販売を禁止

(2) 国によるカドミウム米の流通の基準〔昭和45年7月〕

- ・ 0.4 ppm 以上 1 ppm 未満のカドミウム米
国（旧食糧庁、現在、農林水産省）が買い入れ、非食用（合板用のり）として食品としての流通を制限。

2 国際機関におけるカドミウムの基準値等の検討状況

(1) コーデックス委員会の食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）において、カドミウムの食品基準値につき、検討中（精米の最大基準値 0.2 ppm 、ステップ3）。

(2) FAO/WHO合同食品添加物専門家会合（JECFA；コーデックス委員会から独立した科学組織。リスク評価を行う）においては、

第16回会合にて、暫定的耐用週間摂取量（PTWI）を $400-500 \mu\text{g}/\text{人}/\text{週}$ を提案。

第33回、第41回、第55回会合での評価の結果、上記PTWIを維持しつつも、 $7 \mu\text{g}/\text{kg} \cdot \text{bw}/\text{週}$ と変更。

第61回会合において、疫学調査結果等に基づき再評価を行ったが、PTWIを修正すべき十分な根拠は見あたらないとし、 $7 \mu\text{g}/\text{kg} \cdot \text{bw}/\text{週}$ を維持した。

3 国内での検討経緯

平成14年7月10日、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会会長へ「米に係るカドミウムに関する規格基準の改正の可否について」を諮問し、食品規格・毒性合同部会及び毒性部会において検討を行ってきた。

平成15年6月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会においては、7月以降、食品安全委員会がリスク評価を行うこととなったため、カドミウムの毒性評価に当たっての検討事項について、とりまとめが行われた。

4 食品安全委員会への意見要請の内容

(1) カドミウムの耐用摂取量

(2) 現状摂取されているカドミウムの国内における健康影響の有無

薬事・食品衛生審議会における審議経過

1. 平成14年7月10日 食品衛生分科会食品規格・毒性合同部会

「米のカドミウムに関する規格基準の改正の可否について」

平成13年度厚生労働科学研究（疫学調査報告）の提出を受けて、審議の結果、現時点で緊急に米のカドミウムに関する規格基準の改正を行う必要はないとされ、現在実施中の疫学調査研究の最終的な報告を待って、疫学や臨床医学等の専門家を加え、毒性評価をまず重点的に議論し、その結果が取りまとめられた段階で、米の基準等について検討を行うとされた。

2. 平成14年12月25日 食品衛生分科会食品規格・毒性合同部会

「カドミウムに関する疫学調査及び実態調査の結果報告等」

平成14年11月末にJECFAへ提出した疫学調査結果（特に、前回の食品規格・毒性合同部会以降に、新たに得られた疫学調査）について報告を行った。更に、JECFAへ提出した農作物等に含まれるカドミウムの実態調査結果を報告した。

3. 平成15年5月23日 毒性部会

「米のカドミウムに関する規格基準の改正の可否について」

平成14年度厚生労働科学研究（疫学調査）成果が報告され、研究成果が概ね出揃ったことから、疫学、臨床医学等の専門家を交え、PTWIについて検討が行われた。その結果、JECFAで設定しているPTWIについては、更に科学的な検討が必要であることが確認された。その上で、毒性評価（PTWI設定）を行うに当たり、まず論点を整理する必要があることから、厚生労働科学研究班で「カドミウムの毒性評価に当たっての検討事項（案）」を取りまとめ、それに沿って議論を行うこととされた。

4. 平成15年6月3日 食品衛生分科会食品規格・乳肉水産食品・毒性合同部会

「農産物、水産物等に含まれるカドミウムに関する安全確保について」

水産庁が実施した水産物に含まれるカドミウムの実態調査結果を報告するとともに、一部に比較的カドミウム濃度が高いもの（アカガイ、イカ塩辛、マガキ）が認められたことから、消費者への情報提供等について検討が行われた。

5. 平成15年6月27日 毒性部会

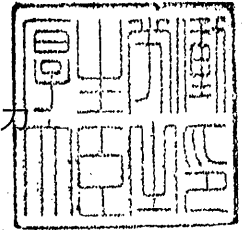
「米のカドミウムに関する規格基準の改正の可否について」

第61回JECFAにおけるカドミウムの健康影響評価の結果概要が報告されるとともに、厚生労働科学研究班から提出されたカドミウムの毒性評価に当たっての検討事項を整理した原案について審議が行われ、「カドミウムの毒性評価に当たっての検討事項」が取りまとめられた。

厚生労働省発食安第 0701021 号
平成 15 年 7 月 1 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



諮 問 書

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について

カドミウム関係資料一覧

- 資料 1 : 我が国における米のカドミウムに関する基準
- 資料 2 : コーデックス委員会等における検討状況
- 資料 3 : カドミウムの毒性評価に当たっての検討事項について
(薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会取りまとめ)
- 資料 4 : 第55回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議モノグラフ
- 資料 5 : 第61回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議結果報告
- 資料 6 : Health effects of cadmium exposure-a review of the literature and a risk estimate
- 資料 7 : Renal effects of cadmium body burden of the general population
- 資料 8 : 平成13年度厚生労働科学研究報告書
- 資料 9 : 平成14年度厚生労働科学研究報告書
- 資料10 : カドミウムに関する一日摂取量調査結果
- 資料11 : 農作物等に含まれるカドミウムの実態調査結果の提出について
- 資料12 : 水産物に含まれるカドミウムの実態調査結果について